

廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)
第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならぬ。
なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
(1)収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し
(2)許可車両番号
(3)必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)
第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。

2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)
第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)
第4条 甲、乙又は丙は、廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは、情報処理センターが保存する)

3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)
第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は丙で協議の上、書面による承諾を得るものとする。

2. 丙は、中間処理後の最終処分先の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対して通知し承認を得るか又は変更契約を締結する。

3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)
第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。

2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立ち入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)
第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)
第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)
第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(反社会勢力)
第10条 乙又は丙は、本契約を締結するにあたり、次の各号について、表明・確約したものとす。 ①現在又は将来にわたり、次の i～viの反社会勢力のいずれにも該当しないこと。
i 暴力団 ii 暴力団員 iii 暴力団準構成員 iv 暴力団関係企業 v 総会屋等社会運動等標榜ゴロア又は特殊知能暴力団等vi その他前各号に準ずるもの
②現在又は将来にわたって、前項の反社会勢力又は反社会勢力と密接な交友関係にある者(以下「反社会勢力等」という)と次の i～ivのいずれかに該当する関係も有しないこと。
i 反社会的勢力等 ii 反社会的勢力等によってその経済を支配される関係 iii 反社会勢力等が、その経営に実質的に関与している関係 iv 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供給する等の関係 v その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
③自ら又は第三者を利用して次の i～vのいずれの行為も行わないこと。
i 暴力的な要求行為 ii 法的な責任を超えた不当な要求行為 iii 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 iv 風説を流布し、偽計・又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為 v その他前各号に準ずる行為。
乙又は丙が、前項の表明・確約のいずれかを満たざないと認められることが判明した場合及び前項の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合、甲は催告なしで本契約を解除することができるものとし、乙又は丙は甲に対し、一切異議申し立てず、また損害の賠償ないし補償を求めないとともに、甲に損害が生じた場合は、一切を乙又は丙の責任で賠償するものとする。

(契約の解除)
第11条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。

2. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

3. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)
第12条 本契約に定めない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意を持って協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。

会 社 名	住 所	許 可 番 号			計 可 内 容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数	
協議事項						
印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。						
1号文書 (収集運搬用)						
1万円 未満	1,000万円 以下	10,000 円	1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000 円
10万円 以下	200円 以下	20,000 円	100万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000 円
50万円 以下	400円 以下	60,000 円	200万円 以下	1億円 以下	1億円 以下	60,000 円
100万円 以下	1,000円 以下	100,000 円	300万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000 円
500万円 以下	2,000円 以下		500万円 以下	2,000円		(平成12年7月現在)

乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならぬ。
なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
(1)収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し
(2)許可車両番号
(3)必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)
第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。

丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)
第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)
第4条 甲、乙又は丙は、廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは、情報処理センターが保存する)

丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)
第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は丙で協議の上、書面による承諾を得るものとする。

丙は、中間処理後の最終処分先の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対して通知し承認を得るか又は変更契約を締結する。

甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)
第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。

甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立ち入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)
第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)
第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)
第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(反社会勢力)
第10条 乙又は丙は、本契約を締結するにあたり、次の各号について、表明・確約したものとす。 ①現在又は将来にわたり、次の i～viの反社会勢力のいずれにも該当しないこと。
i 暴力団 ii 暴力団員 iii 暴力団準構成員 iv 暴力団関係企業 v 総会屋等社会運動等標榜ゴロア又は特殊知能暴力団等vi その他前各号に準ずるもの
②現在又は将来にわたって、前項の反社会勢力又は反社会勢力と密接な交友関係にある者(以下「反社会勢力等」という)と次の i～ivのいずれかに該当する関係も有しないこと。
i 反社会的勢力等 ii 反社会的勢力等によってその経済を支配される関係 iii 反社会勢力等が、その経営に実質的に関与している関係 iv 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供給する等の関係 v その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
③自ら又は第三者を利用して次の i～vのいずれの行為も行わないこと。
i 暴力的な要求行為 ii 法的な責任を超えた不当な要求行為 iii 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 iv 風説を流布し、偽計・又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為 v その他前各号に準ずる行為。
乙又は丙が、前項の表明・確約のいずれかを満たざないと認められることが判明した場合及び前項の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合、甲は催告なしで本契約を解除することができるものとし、乙又は丙は甲に対し、一切異議申し立てず、また損害の賠償ないし補償を求めないとともに、甲に損害が生じた場合は、一切を乙又は丙の責任で賠償するものとする。

(契約の解除)
第11条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。

前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)
第12条 本契約に定めない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意を持って協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会 社 名	住 所	許 可 番 号			計 可 内 容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数	

協議事項						
印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。						
1号文書 (収集運搬用)						
1万円 未満	1,000万円 以下	10,000 円	1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000 円
10万円 以下	200円 以下	20,000 円	100万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000 円
50万円 以下	400円 以下	60,000 円	200万円 以下	1億円 以下	1億円 以下	60,000 円
100万円 以下	1,000円 以下	100,000 円	300万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000 円
500万円 以下	2,000円 以下		500万円 以下	2,000円		(平成12年7月現在)

収入
印 紙

※印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契 約 区 分 (収集運搬用 **〔処分用〕**・収集運搬及び処分用)

事 業 者 (甲)	住 所 名 称 代 表 者	収 集 運 搬 処分用	収 集 運 搬 処分用			
収集運搬会社 (乙)	住 所 名 称 代 表 者	(以下甲という)	(以下乙という)			
処分会社 (丙)	住 所 名 称 代 表 者	(以下丙という)	福 島 県			
許可番号 第00720000091号 最終処分						
許可区分 〔中間処理〕						
許可品目 (産業廃棄物)						
石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず、廃ﾌﾗｽﾀｯｸ類、ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず、金属くず、廃ﾌﾗｽﾀｯｸ類、ｺﾞﾑくず、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、動植物性残さ、廃油、廃酸、廃アルカリ)						
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等						
許可車両 () 台						
住 所 名 称 福 島 県 南 相 馬 市 原 町 区 上 北 高 平 字 入 道 迫 1 2 5 番 地 1						
株 式 会 社 株 式 会 社 株 式 会 社 株 式 会 社						
代 表 者 代 表 取 締 役 佐 藤 光 正						
(都道府県・政令市) (都道府県・政令市) (都道府県・政令市) (都道府県・政令市)						
許可品目 (産業廃棄物) (産業廃棄物) (産業廃棄物) (産業廃棄物)						
がれき類、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず、金属くず、廃ﾌﾗｽﾀｯｸ類、ｺﾞﾑくず、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、動植物性残さ、廃油、廃酸、廃アルカリ						
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等						
許可車両 () 台						

許可品目 (産業廃棄物)	
石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず、廃ﾌﾗｽﾀｯｸ類、ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず、金属くず、廃ﾌﾗｽﾀｯｸ類、ｺﾞﾑくず、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、動植物性残さ、廃油、廃酸、廃アルカリ)	
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等	

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下の通り廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

- 第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。
- (処理料金)

- 第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
- 1) 甲は、廃棄物マニフェストにより、丙の受領済印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
- 2) 甲は、廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

建設廃棄物処理委託契約書

令和 年 月 日

